

タイトル	職員の懲戒処分について
------	-------------

いつ 実施日時・工期	令和4年6月6日（月）
だれが 主催者・関係者	和光市
なにを 事業内容など	職員2名の懲戒処分を行いました。
なぜ 目的・理由	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に該当するため
どうした 経緯・経過	被処分者：当時の子どもあんしん部の一般職員2名 経緯等：当該職員は、平成30年4月から令和3年10月までの間、放射線量測定検査業務を実施していないにもかかわらず、近隣地等の数値等を環境課のエクセルファイルに入力した事務処理は、不適正であることは明白であり、懲戒処分となる非違行為に該当する。
その他	
問い合わせ先 担当課	課名 職員課 氏名 課長 工藤 宏 電話 048-464-1111（内線2300）